

令和8年3月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

令和8年3月太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

令和 8年 3月23日（月曜日）

1 出席議員

1番	青木雅浩	議員	2番	神谷大輔	議員
3番	高田靖	議員	4番	高橋えみ	議員
5番	山田隆史	議員	6番	星野一広	議員
7番	黒田重利	議員	8番	松島茂喜	議員
9番	塚田義一	議員	10番	田邊信雄	議員
11番	山口将	議員	12番	森雅哉	議員

2 説明のために出席した者

管理者	穂積昌信	副管理者	村山俊明
副管理者	橋本光規	副管理者	高橋純一
会計管理者	尾崎桂子		
局長	丹沢学	副局長	大木和伸

3 事務局出席者

議会議務局長	瀬古茂雄		
参事	真下太佳志	課長補佐	麦倉仁志
係長	大久保南	係長	岡部智康
係長代理	金澤光俊	主任	武内一也
主任	宇田川翔太		

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 2 3 日 午後 3 時 1 5 分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 星野 一広

会議に付した事件及び順序

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案第 1 号 令和 7 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算 (第 2 号) について

第 4 議案第 2 号 令和 8 年度太田市外三町清掃斎場組合一般会計予算について

第 5 議案第 3 号 太田市外三町広域清掃組合職員等の旅費の支給に関する条例の一部改正について

第 6 議案第 4 号 太田市外三町清掃斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の制定について

◎開 会

午後 3 時 1 5 分開会

○議長（星野一広） これより、令和 8 年 3 月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会いたします。

◎開 議

○議長（星野一広） これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長（星野一広） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

○議長（星野一広） はじめに日程第 1、会期の決定を議題といたします。

○議長（星野一広） お諮りいたします。今、定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一広） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一広） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第 6 1 条の規定により、議長において 5 番、山田隆史議員、7 番、黒田重利議員を指名いたします。

◎議 案 上 程

「議案第 1 号 令和 7 年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算

(第2号)について」

○議長（星野一広） 次に日程第3、議案第1号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(丹沢局長挙手)

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第1号 令和7年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の補正予算書及び補正予算に関する説明書（3月補正）の1ページをご覧ください。本ページにおきましては、令和7年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算の歳入歳出予算の補正及び地方債補正について定めたものでございまして、第1条においては、歳入歳出それぞれ9千319万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、いずれも64億7千万円とするものでございます。第2条の地方債補正につきましては、別表に内容が記載してありますので、4ページをお開きください。

第2表の地方債補正では、地方債の起債対象事業の変更に伴う補正を定めたもので、起債の限度額を補正前の20億290万円から1億8千280万円減額し、18億2千10万円に変更するものでございます。ページを戻りまして、2ページ及び3ページにつきましては、第1表歳入歳出予算補正の款項の区分ごとの金額になります。4ページにつきましては、先ほどご説明いたしました第2表の地方債補正を定めたもので、5ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書総括になります。5ページには歳入を、6ページには歳出をそれぞれ款別に示しましたので、款全体はこちらでご確認ください。また、7ページには補正額の財源内訳が示してございます。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳入についてでございますが8ページ及び9ページをご覧ください。6款1項1目雑入につきましては、資源化物売却料62万円、電力エネルギー売却料8千898万7千円及び雇用保険料個人負担金1千円をそれぞれ増額するものです。

7款1項1目事業債につきましては、(仮称)太田市外三町広域斎場整備事業債1億8千280万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが10ページ及び11ページをご覧ください。2款1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告等に伴う一般職員の職員人件費等103万5千円を増額する一方、清掃施設等管理運営費を27万7千円減額することで計75万8千円を増額するものでございます。

次に、3款1項1目斎場管理費につきましては、地方債の減額による財源更生でございます。

次に3款2項1目清掃事業費につきましては、ごみ処理経費のうち9千395万円を減額するものでございます。

なお、12ページから19ページには給与費明細書を添付しております。

20ページ及び21ページには（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業の継続費に関する調書を、また、22ページには地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（星野一広） これより採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

「議案第2号 令和8年度太田市外三町清掃斎場組合一般会計予算について」

○議長（星野一広） 次に日程第4、議案第2号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第2号 令和8年度太田市外三町清掃斎場組合一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の令和8年度太田市外三町清掃斎場組合一般会計予算書及び予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

本ページにおきましては、令和8年度太田市外三町清掃斎場組合の歳入歳出予算をはじめ、一時借入金及び歳出予算の流用について定めたものであります。第1条におきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億1千860万5千円とするものでございます。

また、第2条の一時借入金では、一時借入金の最高額を10億円と定め、第3条では、歳出予算の流用について定めるものでございます。

次に2ページには歳入の総括を、3ページには歳出の総括をそれぞれ款項別に記載いたしましたのでご確認願います。

4ページ及び5ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括といたしまして、歳入歳出予算を款別に前年度予算額と比較した金額を記載いたしました。ともに前年度予算額65億9千77万2千円に対し、21億7千216万7千円の減額となっております。減額となった主な要因につきましては、（仮称）太田市外三町広域斎場整備事業が令和8年度中に完了となることによる工事請負費予算の減少によるものでございます。また、6ページには予算額の財源内訳を記載いたしましたのでご確認願います。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに、歳入予算についてご説明申し上げます。7ページ及び8ページをご覧ください。

い。1款1項1目市町村負担金合計29億7千799万5千円は、各構成市町の負担金でございます。前年度予算額に対して1億6千637万3千円の減額となっております。内訳としましては、太田市19億2千157万1千円、千代田町1億6千293万2千円、大泉町4億2千261万2千円、邑楽町2億7千88万円及び大泉町外二町環境衛生施設組合2億円を計上したものでございます。

次に、2款1項1目リサイクルプラザ使用料につきましては、太田市清掃事業課が2階の多目的ホールを事務室として使用しており、年間の使用料として340万6千円を計上しております。また、2款1項2目斎場使用料として、火葬室等使用料4千円及び自動販売機設置等使用料2千円を計上しております。

次に、2款2項1目衛生手数料4億5千237万5千円につきましては、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料及びクリーンプラザに搬入される可燃ごみの廃棄物処理手数料を計上したものでございます。

次に、3款1項1目衛生費国庫補助金につきましては、災害等廃棄物が発生した場合に対応するため、存目計上したものでございます。

次に、4款1項1目繰入金2億円につきましては、財政調整基金から繰入金として計上したものでございます。

続きまして、9ページ及び10ページをご覧ください。5款1項1目繰越金1千万円につきましては、前年度繰越金を計上したものでございます。

6款1項1目雑入合計額7億7千482万2千円につきましては、1節の資源化物売払収入では、鉄やアルミ等の資源化物売却料として1億5千510万9千円を計上しました。また、2節の火葬関係売払収入として1千円を存目計上しております。3節の電力売払収入では、クリーンプラザの廃棄物焼却発電による電力エネルギー売却料として6億1千967万1千円を見込んでおります。また、4節の雑入につきましては、4万1千円を計上したものでございます。

なお、7款1項1目事業債につきましては、(仮称)太田市外三町広域斎場整備事業が令和8年度中に完了することにより廃款といたしました。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。11ページ及び12ページをご覧ください。1款1項1目議会費25万6千円につきましては、組合議会運営に係る事務的経費として、前年度同額を計上したものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費1億3千7万1千円につきましては、事務局運営費として委員報酬を、職員人件費等として職員給与や手当、共済組合負担金等を、清掃施設等管理運営費として光熱水費や修繕費、保険料、各種業務委託料等を計上したものでございます。

続いて13ページ及び14ページ下段の、3款1項1目斎場管理費9億3千6

39万7千円につきましては、広域斎場の管理運営及び整備に係る経費でございます。光熱水費、施設管理運営委託料、斎場整備工事費及び隣接する既存斎場の解体工事費等でございます。

次に、15ページ及び16ページをご覧ください。3款2項1目清掃事業費24億99万6千円につきましては、リサイクルプラザ及びクリーンプラザの運営に係る経費として、作業用車両の点検整備費等の需用費、両施設の運転管理業務や焼却灰等の処分に係る委託料等、ごみ処理に係る経費を計上したものでございます。

続きまして、4款1項1目元金8億2千144万6千円につきましては、クリーンプラザに係る起債償還元金を計上するものでございます。またの2目利子1億2千843万9千円につきましては、クリーンプラザ及び斎場整備における起債に係る償還利子及び一時借入金利子として計上するものでございます。

続いて5款1項1目予備費100万円につきましては、前年度と同額を計上しました。

なお、17ページから24ページには給与費明細書を、25ページ及び26ページには継続費についての調書を、27ページには債務負担に関する調書及び地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしましたのでご確認ください。

以上、議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 討 論（終局）

○議長（星野一広） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎ 採 決

○議長（星野一広） これより採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

「議案第3号 太田市外三町広域清掃組合職員等の旅費の支給に関する条例の一部改正について」

○議長（星野一広） 次に日程第5、議案第3号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 議案第3号 太田市外三町広域清掃組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

本案につきましては、条例第2条中において引用しております、「太田市職員の旅費に関する条例」が全部改正されたことから、関係する条項を改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日を令和8年4月1日からとするものでございます。

また、「太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例」では、第6条第2項及び別表第2を削り、「太田市職員の旅費に関する条例」を引用する第6条第3項の関係条項を改めるとともに、同項を同条第2項とするものでございます。

以上で、議案第3号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一広) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論 (終局)

○議長(星野一広) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一広) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(星野一広) これより採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(星野一広) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第4号 太田市外三町清掃斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の制定について」

○議長(星野一広) 次に日程第6、議案第4号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長(星野一広) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(丹沢局長挙手)

○議長(星野一広) 丹沢局長。

○組合局長(丹沢学) 議案第4号 太田市外三町清掃斎場組合斎場の設置及び

管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

本案は、令和8年7月1日からの広域斎場の供用開始及び組合格約第3条第4号に規定する「共同処理する事務」を「斎場の設置及び管理運営に関する事務」に変更することに伴い、組合斎場の設置及び管理に関する条例を新たに制定するものでございます。

内容といたしまして、第1条では本条例の目的について、第2条では名称及び位置について、第3条で斎場の利用時間及び休場日は規則で定めることを、第4条では斎場が行う業務について定めるものです。続きまして5ページになりますが、第5条において斎場の管理及び運営について、第6条では使用の許可について、第7条では使用の制限について定めるものでございます。続きまして6ページになりますが、第8条では使用料について別表1から別表3のとおり定め、第9条では使用料の減免について、第10条では人体の火葬又は死胎火葬の収骨について、第11条では損害賠償について定め、第12条では管理者委任について定めたものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を令和8年7月1日からとするものでございます。

また、別表第1については火葬室の使用料を、別表第2については小動物火葬室の使用料を、別表第3については、霊安室、多目的室、追加待合室の使用料をそれぞれ定めるものでございます。

以上で、議案第4号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一広） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（青木議員挙手）

○議長（星野一広） 青木議員。

○議員（青木雅浩） お世話になります。よろしくお願いたします。資料の7ページの別表第2に関連いたしまして、小動物の火葬について何点かお伺いたします。まず個別の火葬で返骨をされた際に骨壺等は無償で提供されるのでしょうか。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 骨壺につきましては、ご自身でご用意していただくか、売店にて購入していただくかになります。

（青木議員挙手）

○議長（星野一広） 青木議員。

○議員（青木雅浩） 続いて、個別の火葬に付随するサービス等はあるのでしょうか。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 付随のサービスのものは特に考えておりません。

（青木議員挙手）

○議長（星野一広） 青木議員。

○議員（青木雅浩） 続いて、個別の火葬の重量別の件でありますけれども、10キロから30キロということで3段階に設定されております。主なペットとして犬・猫が考えられますけれども、その中でも猫の場合でありますけれども、一般的に猫が成長した場合に私が調べたところではありますが、3キロから5キロ程度が一般的とされておりました。そういった中で今回設定が5キログラム未満、5キロ前後の設定がされていないことについて教えていただきたいと思っております。

（丹沢局長挙手）

○議長（星野一広） 丹沢局長。

○組合局長（丹沢学） 今回条例では10キロ単位で、10キロ・20キロ・30キロと設定させていただいております。5キロ未満の区分を特に考えなかった理由といたしましては、県内近隣の他市の状況をみながら参考にしたこともありますが、5キロと10キロでそれほど費用的及び業務的なものが変わらない。逆に軽いと火力の調整が自動でできないということもありますので、そういったことも踏まえまして、特に5キロという区分は設けず10キロ未満ということで設定させていただいております。

（青木議員挙手）

○議長（星野一広） 青木議員。

○議員（青木雅浩） 続いて個別の料金設定について伺いますけれども、どのような根拠によって料金設定をしたのか伺います。

(丹沢局長挙手)

○議長(星野一広) 丹沢局長。

○組合局長(丹沢学) 小動物個別火葬の料金設定についてでございますが、料金につきましては、まず建築主体工事費約36億円の20年分の減価償却として約13億円、機械・電気設備工事の17億円の20年分の減価償却費として15億円、それから今後20年間分の運営費約66億円の合計94億円のうち、小動物の火葬分のスペースを面積按分したものが約1億4千500万円。これと火葬炉設備20年間分の減価償却額3千200万円の合計約1億7千700万円を、20年間の予測利用件数、年間300件掛ける20年分として6千件で割った結果、小動物の重さに関わらず1件当たりの火葬費用2万9千円という数字を求めたものでございます。

○議長(星野一広) 他にご質疑ございませんか。

(高田議員挙手)

○議長(星野一広) 高田議員。

○議員(高田靖) 先ほどの青木議員の質問の中で例えば5キロですとか、他市との状況をというお話をされた中で、具体的に他市というのはどこの自治体を指しているのでしょうか。

(丹沢局長挙手)

○議長(星野一広) 丹沢局長。

○組合局長(丹沢学) 失礼しました。県内で桐生市、伊勢崎市、館林市、渋川市、富岡市、安中市、それから大泉町外二町を参考にさせていただきました。

(高田議員挙手)

○議長(星野一広) 高田議員。

○議員(高田靖) 例えば近場で伊勢崎市さかい聖苑は5キロからの設定をされているわけですが、今ご説明された自治体はすべて10キロからということでも宜しいですか。

(丹沢局長挙手)

○議長(星野一広) 丹沢局長。

○組合局長(丹沢学) 例えば桐生市につきましては、1キロ未満、1キロ以上10キロ未満、10キロ以上20キロ未満、10キロ以上の自治体だけですと渋

川市、館林市、大泉町外二町、安中市と富岡市につきましては15キロ未満か15キロ以上という設定になっております。

(高田議員挙手)

○議長(星野一広) 高田議員。

○議員(高田靖) そういった10キロ以上から始まっている自治体があるということがわかりました。ただ例えば太田市内の民間の事業者はかなり細分化されているわけで、3キロ、そこから5キロ、10キロ、15キロ、20キロと5キロ刻みで区分されていたりするわけで、その中でも民間の事業者でいうと5キロ以下は大体2万円ちょっと超えるくらいの金額設定がされていると思います。それと比較した場合、太田市外三町の場合は最低が3万1千900円ということで、調べた限りでは民間で1番高いところが2万7千500円という設定がありますけれども、4千400円高いとそれについてどうお考えですか。

(丹沢局長挙手)

○議長(星野一広) 丹沢局長。

○組合局長(丹沢学) 確かに単価、使用料の金額だけみると差は出てきますが、これは私の考えですが、民間の事業者が使用している施設と今回の組合が整備した施設のかかった費用がかなり違うのかなと、民間の事業者がどのような根拠でその金額を設定しているのかはわかりませんが、今回要した費用で予測数値にて割り返ささせていただいた数値でその金額を出したことについては、そのものの数値を使わせていただきましたので、確かに民間施設に比べると高い数字は出ましたがそこは元の費用の額の違いがあるのかなと思っております。

(高田議員挙手)

○議長(星野一広) 高田議員。

○議員(高田靖) 組合は施設の減価償却といった部分を考慮してということですが、ちょっと話は変わって恐縮ですが、約5年前ごみ処理施設が新しくできまして、ごみの搬入は家庭系が10キロ当たり130円、事業系が10キロ当たり200円となっておりますが、これも同じ計算式で算出したということですので宜しいですか。考え方としては同じことでも宜しいですか。

(丹沢局長挙手)

○議長(星野一広) 丹沢局長。

○組合局長(丹沢学) 家庭系10キロ130円、事業系10キロ200円につ

きましては、以前の清掃センターの料金を踏襲した形になっております。

(高田議員挙手)

○議長(星野一広) 高田議員。

○議員(高田靖) ちなみに太田市も以前は個別のペット火葬がありました。おそらくですが、私の記憶ですと随分前の話ですけれども個別で税込み5千250円だったかなと記憶しております。そこを踏襲する、今回はしていないと、そのことを出すつもりはありませんけれども、ただこれはやはり5キロ刻み、公共施設というよりも一般的な考え方として、民間とも合わせた考え方として、やはり5キロが最小単位であっていいのかなと。なぜならペットは犬・猫大体半々くらいで飼っておられる方いらっしゃいますと思いますけれども、やはり半分の方は5キロ以内のペットを飼っていると、ですから需要がかなり高いという部分があると思います。ですから5キロ刻み、また料金も民間並みに是非検討していただきたいと思っているのですが、穂積管理者に伺います。

(穂積管理者挙手)

○議長(星野一広) 穂積管理者。

○組合管理者(穂積昌信) ご意見ありがとうございます。基本的には小動物火葬についての個別の使用料につきましては、先ほど事務局が申しあげましたように計算根拠があるものですが、ただ議員のおっしゃるとおり様々な状況及び民間事業者の価格等もご提案いただきましたので、今後検討して参りたいと考えております。

○議長(星野一広) 他にご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一広) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(星野一広) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一広) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長（星野一広） これより採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（星野一広） 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（星野一広） 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了いたしましたので、これをもって閉会といたします。大変ありがとうございました。

午後 3 時 4 0 分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則
第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

星 野 一 広

太田市外三町広域清掃組合議会議員

山 田 隆 史

太田市外三町広域清掃組合議会議員

黒 田 重 利